

[事案 2024-227] 自動振替貸付利息無効請求

・令和7年6月16日 裁定終了

<事案の概要>

自動振替貸付によって発生した利息の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成3年11月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、自動振替貸付によって発生した利息を無効にしてほしい。

- (1) 募集人から、本契約は郵便局の積立貯金と同じと説明されて申し込んだ。申込時に支払いに不安のあることを募集人に伝えたが、支払いができなかった場合に自動振替貸付が行われる旨の説明はなく、約款も受け取っていない。また、募集人は毎月集金に来ると言っていたが来なくなった。
- (2) 保険会社は、保険料の未払通知、自動振替貸付がされた旨の通知や年1回の申込内容の通知を送付していると主張するが、自分は受け取っていない。
- (3) 本契約の申込書は偽造されている。署名の筆跡は自分のものと異なり、印鑑も偽造されている。また、申込書の取扱者氏名欄には、自分が会ったこともない人名が記載されている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款には自動振替貸付についての規定があり、その規定は本契約の内容に含まれている。また、申立人に対する自動振替貸付はその約款の規定にもとづいて行われており、同規定にもとづき利息は有効に発生している。
- (2) 当社は、申立人に対し、保険料の未払いや自動振替貸付の発生について繰り返し通知を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。